

令和 8 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 8 年 6 月 3 日 提 出

目 次

同意第2号 人権擁護委員の推薦について	3
同意第3号 人権擁護委員の推薦について	4
同意第4号 農業委員会委員の任命について	5
同意第5号 農業委員会委員の任命について	6
同意第6号 農業委員会委員の任命について	7
同意第7号 農業委員会委員の任命について	8
同意第8号 農業委員会委員の任命について	9
同意第9号 農業委員会委員の任命について	10
同意第10号 農業委員会委員の任命について	11
同意第11号 農業委員会委員の任命について	12
同意第12号 農業委員会委員の任命について	13
同意第13号 農業委員会委員の任命について	14
同意第14号 農業委員会委員の任命について	15
同意第15号 農業委員会委員の任命について	16
同意第16号 農業委員会委員の任命について	17
議案第36号 東浦町コミュニティセンター条例の制定について	18
議案第37号 東浦町藤江コミュニティセンター条例の制定について	24
議案第38号 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について	28
議案第39号 東浦町公民館条例の一部改正について	31
議案第40号 令和8年度東浦町一般会計補正予算（第4号）	33
議案第41号 令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	36
議案第42号 令和7年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	38

同意第2号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

戸 田 智 雄

東浦町大字緒川 昭和32年生

提案理由

人権擁護委員中村建志郎の任期が、令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第3号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

山 崎 宏 子

東浦町大字緒川 昭和32年生

提案理由

人権擁護委員山崎宏子の任期が、令和8年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を法務大臣に推薦するため提案するものである。

同意第4号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

加 古 雄 二

東浦町大字緒川 昭和29年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第5号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

鈴木 讓

東浦町大字藤江 昭和30年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第6号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

竹 内 和 司

東浦町大字藤江 昭和22年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第7号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

竹 内 園 子

東浦町大字石浜 昭和29年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第8号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

竹 内 康 則

東浦町大字緒川 昭和38年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第9号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

戸 田 重 雄

東浦町大字緒川 昭和24年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第10号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

戸 田 義 久

東浦町大字緒川 昭和31年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第11号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

長 坂 薫

東浦町大字生路 昭和36年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第12号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

原 田 辰 雄

東浦町大字生路 昭和27年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第13号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

平 林 宏 也

東浦町大字石浜 昭和36年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第14号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

間 瀬 勝 久

東浦町大字森岡 昭和26年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第15号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

水 野 茂

東浦町大字生路 昭和28年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

同意第16号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

村 田 荘 八

東浦町大字森岡 昭和34年生

提案理由

農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

議案第 36 号

東浦町コミュニティセンター条例の制定について
東浦町コミュニティセンター条例を次のように定めるものとする。
令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町コミュニティセンター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、コミュニティセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町民に集会、交流、講習、文化活動等の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって町民の福祉の向上に資するため、コミュニティセンターを設置する。

2 コミュニティセンターの名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

(職員)

第 3 条 コミュニティセンターにセンター長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第 4 条 コミュニティセンターを利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、コミュニティセンターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第 6 条 第 4 条第 1 項の許可を受けた者からは、別表第 2 に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 第 8 条第 2 号又は第 3 号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。

(2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。

(3) 利用者の責に帰することができない理由により利用ができなくなったとき。

3 町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、第1項に規定する使用料を減免することができる。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、コミュニティセンターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件及びセンター長の指示に従うとともに、コミュニティセンターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が前条の規定に違反したとき。

(2) 第5条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。

(3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、コミュニティセンターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反してコミュニティセンターを利用した者

(2) 第8条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してコミュニティセンターを利用した者

(3) その他不正の方法により許可を受けてコミュニティセンターを利用した者

3 第7条の規定に違反してコミュニティセンターの秩序を乱した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(コミュニティセンターの利用に関する経過措置)

第2条 この条例の規定によるコミュニティセンターの利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(東浦町公民館条例の一部改正)

第3条 東浦町公民館条例（昭和55年東浦町条例第21号）の一部を次のように改正

する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
東浦町文化センターの項 略				東浦町文化センターの項 略			
東浦町藤江公民館		東浦町大字藤江字 須賀 67 番地		森岡コミュニティ センター		東浦町大字森岡字 杉之内 15 番地の 3	
				緒川コミュニティ センター		東浦町大字緒川字 屋敷 2 区 58 番地 の 1	
				卯ノ里コミュニティ センター		東浦町大字緒川字 雁狭間山 11 番地 の 8	
				石浜コミュニティ センター		東浦町大字石浜字 下庚申坊 61 番地	
				生路コミュニティ センター		東浦町大字生路字 森腰 1 番地の 1	
				東浦町藤江公民館		東浦町大字藤江字 須賀 67 番地	
別表第2（第9条関係）				別表第2（第9条関係）			
区分		1時間 当たり の使用 料の額 (円)	器具使 用料 (単 位・円) (施設 内に限 る。)	区分		1時間 当たり の使用 料の額 (円)	器具使 用料 (単 位・円) (施設 内に限 る。)
東浦町文 化センタ ー	ホール	1,050	ピアノ	東浦町文 化センタ ー	ホール	1,050	ピアノ
	ふれあ いサロ ン	各室 400	1台 1回に つき		ふれあ いサロ ン 視聴覚 室 第2会	1台	
	視聴覚 室		500			1回に つき	
	第2会					500	

	議室 実習室				議室 実習室		
	第1会 議室 和室1 和室2	各室 250			第1会 議室 和室1 和室2	各室 250	
東浦町藤 江公民館	ホール	650			ホール	800	
	会議室 和室	各室 250		森岡コミ ユニティ センター	会議室 和室1 和室2 和室3 講義室	各室 250	
	料理室	800			料理室	800	
			緒川コミ ユニティ センター		ホール 会議室 和室1 和室2 講義室	800 各室 250	
					料理室	1,000	
				卯ノ里コ ミュニテ ィセンタ ー	ホール 会議室 和室1 和室2 和室3 講義室	800 各室 250	
					料理室	800	
					石浜コミ ユニティ センター	ホール 会議室 和室1 和室2 実習室	650 各室 250
				生路コミ ユニティ センター	ホール 会議室 和室 講義室	650 各室 250	
					料理室	800	
					東浦町藤	ホール	650

					<u>江公民館</u>	<u>会議室</u> <u>和室</u>	<u>各室</u> <u>250</u>	
						<u>料理室</u>	<u>800</u>	
備考 略					備考 略			

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
森岡コミュニティセンター	東浦町大字森岡字杉之内15番地の3
緒川コミュニティセンター	東浦町大字緒川字屋敷区58番地の1
卯ノ里コミュニティセンター	東浦町大字緒川字雁狭間山11番地の8
石浜コミュニティセンター	東浦町大字石浜字下庚申坊61番地
生路コミュニティセンター	東浦町大字生路字森腰1番地の1

別表第2 (第6条関係)

区分		1時間当たりの 使用料の額(円)	器具使用料(単位・円) (施設内に限る。)
森岡コミュニティセンター	ホール	800	ピアノ1台 1回につき 500
	会議室	各室 250	
	和室1		
	和室2		
	和室3		
講義室			
	料理室	800	
緒川コミュニティセンター	ホール	800	
	会議室	各室 250	
	和室1		
	和室2		
	講義室		
	料理室	1,000	
卯ノ里コミュニティセンター	ホール	800	
	会議室	各室 250	
	和室1		
	和室2		
	和室3		
講義室			
	料理室	800	
石浜コミュニティセンター	ホール	650	
	会議室	各室 250	
	和室1		

	和室2 実習室		
生路コミュニティセンター	ホール	650	
	会議室 和室 講義室	各室 250	
	料理室	800	

備考

- 1 東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

提案理由

コミュニティセンターを設置するため提案するものである。

議案第 37 号

東浦町藤江コミュニティセンター条例の制定について
東浦町藤江コミュニティセンター条例を次のように定めるものとする。
令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町藤江コミュニティセンター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 の規定に基づき、藤江コミュニティセンターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 町民に集会、交流、講習、文化活動、体育活動等の場を提供することにより、地域活動の促進及び体育の振興を図り、もって町民の福祉の向上に資するため、藤江コミュニティセンター（以下「センター」という。）を東浦町大字藤江字仏 132 番地の 1 に設置する。

(職員)

第 3 条 センターにセンター長その他必要な職員を置く。

(利用の許可)

第 4 条 センターを利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。
2 町長は、センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第 6 条 第 4 条第 1 項の許可を受けた者からは、別表に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。

- 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 第 8 条第 2 号又は第 3 号の規定により町長が許可を取り消し、又は利用の中止を命じたとき。
 - (2) 利用者が町長の承認を受けて利用を中止したとき。
 - (3) 利用者の責に帰することができない理由により利用ができなくなったとき。

3 町長は、公益上その他特に必要と認めたときは、第1項に規定する使用料を減免することができる。

(利用者の義務)

第7条 利用者は、センターの利用に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに第4条第2項の規定により許可に付けられた条件及びセンター長の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第10条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

2 前項に定めるものを除くほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第4条第2項の規定により許可に付けられた条件に違反してセンターを利用した者
- (2) 第8条の規定による許可の取消し又は利用の中止命令に違反してセンターを利用した者
- (3) その他不正の方法により許可を受けてセンターを利用した者

3 第7条の規定に違反してセンターの秩序を乱した者に対しては、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(センターの利用に関する経過措置)

第2条 この条例の規定によるセンターの利用の許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(東浦町ふれあいセンター条例の一部改正)

第3条 東浦町ふれあいセンター条例(昭和63年東浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後				改正前			
別表第1 (第1条関係)				別表第1 (第1条関係)			
名称		位置		名称		位置	
東浦町西部ふれあいセンター		東浦町大字緒川字東仙台8番地の7		藤江コミュニティセンター		東浦町大字藤江字仏132番地の1	
				東浦町西部ふれあいセンター		東浦町大字緒川字東仙台8番地の7	
東浦町北部ふれあいセンターの項 略				東浦町北部ふれあいセンターの項 略			
別表第2 (第5条関係)				別表第2 (第5条関係)			
区分		1時間 当りの 使用料の 額(円)	電灯使 用料(単 位・円)	区分		1時間 当りの 使用料の 額(円)	電灯使 用料(単 位・円)
東浦町西 部ふれあ いセンタ ー	体育室	450	1時間につ き 200	藤江コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	体育室	450	1時間につ き 200
	会議室	250			研修室	各室	
	体育室 空調設 備	1,650			和室1	250	
				和室2			
				体育室 空調設 備	1,650		
東浦町西 部ふれあ いセンタ ー	体育室	450	1時間につ き 200	東浦町西 部ふれあ いセンタ ー	体育室	450	1時間につ き 200
	会議室	250			会議室	250	
	体育室 空調設 備	1,650			体育室 空調設 備	1,650	
東浦町北部ふれあいセンターの項 略				東浦町北部ふれあいセンターの項 略			
備考 略				備考 略			

別表 (第6条関係)

区分	1時間当りの使用料の額(円)	電灯使用料(単位・円)
体育室	450	1時間につき 200
研修室 和室1	各室 250	

和室 2		
体育室空調設備	1,650	

備考

- 1 東浦町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 営利を目的として利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 3 前2項のいずれにも該当する場合は、この表に定める使用料の4倍の額とする。
- 4 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

提案理由

藤江コミュニティセンターを設置するため提案するものである。

議案第 38 号

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正について

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び東浦町職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 43 年東浦町条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算) 第 16 条 略 2 前項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員等退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 2 条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続いて職員となった 場合で、町長が定めるとき におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第 19 条の規定により、退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった 場合で、町長が定めるとき においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むも	(退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算) 第 16 条 略 2 前項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員等退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 2 条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続いて職員となった とき におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び職員が第 19 条の規定により、退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった 場合 においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。ただし、退職により、この条例

<p>のとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間はその者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>	<p>の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間はその者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p>
--	---

(東浦町職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 東浦町職員の退職手当に関する条例(昭和45年東浦町条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となった<u>場合で、町長が規則で定めるとき</u>におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、職員が第23条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間とし</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第9条 略</p> <p>2から4まで 略</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となった<u>とき</u>におけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、職員が第23条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合における先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただ</p>

<p>て計算するものとする。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の退職手当の支給の基準（同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数（1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>6 から 10 まで 略</p>	<p>し、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の退職手当の支給の基準（同法第 48 条第 2 項又は第 51 条第 2 項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に 12 を乗じて得た数（1 未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。</p> <p>6 から 10 まで 略</p>
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の東浦町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び第 2 条の規定による改正後の東浦町職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に職員となった者について適用し、同日前に職員となった者については、なお従前の例による。

提案理由

勤続期間の計算において、規則で定める場合等に限り在職期間に含めることとするため提案するものである。

議案第 39 号

東浦町公民館条例の一部改正について

東浦町公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町公民館条例の一部を改正する条例

東浦町公民館条例（昭和 55 年東浦町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 公民館の名称及び位置は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p><u>(1) 名称 東浦町文化センター</u></p> <p><u>(2) 位置 東浦町大字石浜字岐路 10 番地</u></p> <p>(職員)</p> <p>第 3 条 法第 27 条第 1 項の規定により公民館に<u>館長</u>を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 9 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた者からは、<u>別表</u>に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第 10 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定並びに第 7 条第 2 項の規定により許可に付けられた条件及び<u>館長</u>の指示に従うとともに、公民館の秩序を乱すような行為をしてはならない。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第 2 条 公民館の名称及び位置は、<u>別表第 1</u>のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第 3 条 法第 27 条第 1 項の規定により公民館に<u>館長(公民館の名称中にセンターとあるものにあつては、センター長)</u>を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第 9 条 第 7 条第 1 項の許可を受けた者からは、<u>別表第 2</u>に定める額の使用料を当該許可の際徴収する。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第 10 条 利用者は、公民館の利用に際してはこの条例及びこれに基づく規則の規定並びに第 7 条第 2 項の規定により許可に付けられた条件及び<u>館長又はセンター長</u>の指示に従うとともに、公民館の秩序を乱すような行為をしてはならない。</p>

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とし、次のように改める。

別表（第 9 条関係）

区分	1時間当たりの使用料の額(円)	器具使用料(単位・円) (施設内に限る。)
ホール	1,050	ピアノ1台 1回につき 500
ふれあいサロン 視聴覚室 第2会議室 実習室	各室 400	
第1会議室 和室1 和室2	各室 250	

備考

- 1 東浦町、半田市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、南知多町、美浜町又は武豊町に在住し、在勤し、又は在学している者以外のものが利用する場合は、この表に定める使用料の2倍の額とする。
- 2 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。
(東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年東浦町条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から土地区画整理 評価員の項まで 略		教育委員会委員の項から土地区画整理 評価員の項まで 略	
<u>コミュニティセンタ ー参与</u>	略	<u>公民館参与及びコミ ュニティセンター参 与</u>	略
社会教育委員の項からその他の非常勤 の職員の項まで 略		社会教育委員の項からその他の非常勤 の職員の項まで 略	
備考 略		備考 略	

提案理由

東浦町藤江公民館を廃止するため提案するものである。

議案第 40 号

令和 8 年度東浦町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度東浦町の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,840 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,933,155 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,808,772	3,080	2,811,852
	2 国庫補助金	639,292	3,080	642,372
19 繰入金		884,000	10,000	894,000
	1 基金繰入金	884,000	10,000	894,000
21 諸収入		685,574	5,760	691,334
	4 雑入	638,663	5,760	644,423
歳入合計		19,914,315	18,840	19,933,155

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		142,304	143	142,447
	1 議会費	142,304	143	142,447
3 民生費		8,677,476	9,123	8,686,599
	1 社会福祉費	4,376,816	879	4,377,695
	2 児童福祉費	4,300,660	8,244	4,308,904
10 教育費		2,064,388	9,442	2,073,830
	4 社会教育費	326,551	6,797	333,348
	5 保健体育費	712,450	2,645	715,095
14 予備費		31,547	132	31,679
	1 予備費	31,547	132	31,679
歳 出 合 計		19,914,315	18,840	19,933,155

議案第41号

令和8年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東浦町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和8年6月3日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

第 1 表 歳出予算補正

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		21,313	44	21,357
	2 徴税費	4,893	44	4,937
6 予備費		16,013	△44	15,969
	1 予備費	16,013	△44	15,969
歳 出 合 計		4,297,692	0	4,297,692

議案第 42 号

令和 7 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 279,059,544 円のうち
160,954,821 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 8 年 6 月 3 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

提案理由

令和 7 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。